

○蒲郡市幸田町衛生組合個人情報保護条例

(平成二十八年六月二十七日
条例 第七号)

(目的)

第一条 この条例は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の適正な取扱いの確保に關し必要な事項を定め、蒲郡市幸田町衛生組合が保有する個人情報の閲覧請求等の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される組合行政の推進に資することを目的とする。

(準用規定)

第二条 個人情報保護に關する必要な事項は、蒲郡市個人情報保護条例(平成十年蒲郡市条例第二号。以下「蒲郡市条例」という。)の規定を準用する。

(読替規定)

第三条 蒲郡市条例中「蒲郡市情報公開条例(平成十年蒲郡市条例

第一号)第二条第二号」とあるのは「蒲郡市幸田町衛生組合情報公開条例(平成二十八年蒲郡市幸田町衛生組合条例第六号)第二条において準用する蒲郡市情報公開条例(平成十年蒲郡市条例第一号)第二条第二号」と、「市」とあるのは「組合」と、「市民」とあるのは「住民」と、「蒲郡市個人情報保護審議会」とあるのは「蒲郡市幸田町衛生組合個人情報保護審議会」と、「市長」とあるのは「管理者」と、「蒲郡市情報公開条例」とあるのは「蒲郡市幸田町衛生組合情報公開条例」とそれぞれ読み替え、同条例第二条第六号については、次のように読み替えるものとする。

六 実施機関 管理者、議会又は監査委員をいう。

2 前項に規定するもののほか、必要な技術的読替えは、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。